

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第5回 日向市営墓地の在り方検討委員会
開 催 日 時	令和4年8月23日(火) 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	日向市役所2階 会議室201
出 席 者	<b>【委員】</b> 三浦 雅典 (日向市区長公民館長連合会) 松岡 利夫 (日向市民生委員児童委員連絡協議会) 巖水 正朋 (市営納骨堂管理者) 黒木 裕也 (日向東臼杵広域連合) 新名 恵美子 (公募委員・市営墓地使用者) 治田 幹生 (公募委員) 児玉 貴 (日向市市民環境部長)  <b>【事務局】</b> 甲斐 香代 (市民課長) 黒木 宗隆 (市民課課長補佐) 本田 侑也 (市民課主事)
議 題	会議資料「会次第」のとおり
会議の資料の名称及び内容	1 会次第 2 第4回会議録 3 議事
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

## 会議内容

### 1 開会

### 2 報告

第4回会議録

### 3 議事

提言書（案）について資料を用いて説明

**[質疑・意見等は以下のとおり。]**

### 3 議事

#### 第5章 提言1「多様な埋葬形態の検討」について

（委員）

市民アンケートについて触れている部分について、アンケート調査を実施したのは市であり、本委員会では、その調査結果を受けて検討を行ったものである。本委員会が市民アンケート調査を実施したような誤解が生じる表現となっているため、訂正をお願いしたい。

（委員）

新たな埋葬形態の整備を検討するにあたって、「宗教法人等の経営に大きな影響を与えないよう適切な規模とし」とあるが、宗教法人の事業はこれだけではないので、その経営に影響を与えるかは図れないのではないかと。

（委員）

市が需要を超えた安価な施設を整備すると、宗教法人の墓地等から市営墓地に改葬する流れが出ることを懸念した記載と思われるが、少なくとも永代供養の人は改葬することは考えられない。

（委員）

ここでは宗教法人等に限定せず、「市民の需要に応じた適切な規模」としてはどうか。

（委員長）

委員の皆様の異論がなければ、ご意見のとおり訂正することとする。

#### 第5章 提言2「管理料の導入」について

（委員）

管理料の導入については、委員の皆さんの反対意見はなかったと認識している。提言書案では「管理料の導入を検討する」という表現になっているが、検討ではなく、「管理料を導入すべき」と強い表現にしても良いのではないかと。

(委員)

この委員会は方向性を決めるものなので、具体的な金額等については、市長が議会に提案し決定することになると思うが、管理料を導入するにしても、前納出来るようにするなど、未納が生じないよう対策を講じる必要がある。宗教法人の墓地で、未納で返還を求められた話もあるので、ただ導入すればよいという話ではない。

提言書に記載する必要はないが、市長に提出する際にその旨伝えてもらうとともに、市もそのことを念頭に考えてもらいたい。

(委員)

前納制度は年金生活の高齢者には負担になるので、公共施設として考慮してもらいたい。

(委員長)

低所得者対策は必要と思う。委員の皆様の異論がなければ、「管理料を導入する必要がある」という表現に訂正することとする。納骨堂についても「検討する」を削除することとする。

## 第5章 提言3「これからの墓地運営について」

(委員)

「無縁化を防止するため、使用者の調査を進めるとともに」とあるが、無縁化している墓地の調査と解釈してよいか。まず無縁化している墓地を整備することが大事だと思うので、提言に盛り込みたい。

(委員)

関連して、墓主のいない管理されていない墓地は、没収するとか期限があるのか。いつまでも荒れたままにしておくわけにいかないと思う。

(事務局)

条例で、一定期間承継手続きがされない場合は、使用权が消滅する規定がある。しかし、実際に適用するのは難しい。管理不全の状態が続くことで、使用权を取り消す規定はない。

(委員)

提言2の管理料の問題にも繋がるのではないかと。貸し出し可能な区画が約100区画あるということだが、無縁墓の改葬がすすめば、貸し出し可能な区画が増えるので、新規区画の造成が必要ないということにも繋がる。

(委員)

使用者調査に取り組んでいるということだが、提言書は「現在無縁化している墓の整備をする」とともに、「今後無縁化を生まない防止策を取りながら運営して欲しい」という書きぶりとし、現在の対策と今後の予防策を平行して進める必要があると考える。

(事務局)

使用者調査を進める中で、承継者がいない区画も明らかとなってきた。墓地埋葬法により改葬、撤去は可能だが、撤去後の遺骨の保管先や墓石の撤去費用等など、実施するにあたって課題も多い。提言1の納骨堂や合葬墓などを整備することにより改葬がすすみ、一般墓地の延命化に繋がるという考え方もある。

(委員)

墓については聞いたことはないが、空き家対策では強制代執行で更地にし、その費用を所有者や相続人に請求する。段階を踏んで慎重にしないと係争に発展する可能性がある。

(委員長)

墓地の利用者が特定されてからでないと撤去費用の請求ができないため、難しい問題だと思う。ただ、提言としては、委員の皆様の意見のとおり、現在無縁化している墓地の整備を進めていくことを盛り込むこととする。

全体を通して意見はないか。

(委員)

提言書に盛り込めなかった意見も踏まえて、早く取りかかるべきだと考えているのでお願いしたい。また、この委員会の提言は、現時点のものであって、例えば10年後時代が変わった時に、あのときこう決めたからとコンクリート化はして欲しくない。時代に応じて検討し、方向転換をしていって欲しい。

#### 4 その他

(事務局)

本日ご意見に関する提言書案の修正は、委員長、副委員長および事務局に一任いただくということでよいか。大幅な修正等がなければ、委員会の開催は今回が最後としたいがどうか。

また、市長への提言書の提出については、委員長、副委員長で行うことでよいか。

(委員長)

委員の皆様のご了承により、事務局の提案どおりとします。

以上をもって、第5回日向市営墓地の在り方検討委員会を閉会します。

本当にお疲れさまでした。

**閉会**